

帯広市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第23号

帯広市企業立地促進条例の一部を改正する条例

帯広市企業立地促進条例（昭和61年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「日本標準産業分類」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）」に改め、同条第10号中「資産の」の次に「うち、市長が事業の用に直接供されると認める資産の」を加え、同号を同条第11号とし、同条第9号を同条第10号とし、同条第8号中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 物流関連施設 物の流通（輸送、こん包、荷さばき等を行うことをいう。）、保管及び貯蔵を行う施設をいう。

第4条第1項第5号中「又は当該特定事業所」を「及び当該特定事業所」に改め、同条第3項中「低炭素社会の推進」を「脱炭素社会の推進」に改め、同条第13項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項中「前条」を「前条第1項第3号から第5号まで」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 第3項の規定による場合 1,000万円

第4条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項中「第4項」を「前2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する工場等を新設又は増設する者が、デジタル化の推進に取り組む者として規則に定める要件に該当する場合は、これらの工場等に係る投資額の100分の1に相当する額以内の補助金を加算して交付することができる。

第6条第1項及び第7条中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の帯広市企業立地促進条例の規定に基づく助成の措置及び課税の免除は、この条例の施行の日以後に改正後の第3条の規定により指定する者について適用し、同日前に改正前の同条の規定により指定した者については、なお従前の例による。